

令和4年度第4回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和5年1月27日（金）
午後1時15分～午後2時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 第一委員会室
- 3 招 集 日 令和5年1月13日
- 4 出席委員 福田 芙美子、今井 博之、安江 裕子
笠原 裕司、三木 哲、藍川 治助、石渡 烈人
堀内 龍文、倉野 美知子、木川 稔
- 5 欠席委員 吉田 春美、池田 郁雄、高杉 幹
- 6 事務局 伊藤市民生活部長、吉野市民生活部次長兼保険年金課長、
海老根保険年金課長補佐、伊藤保険年金課長補佐兼収
納係長、山崎国民健康保険係長、遠藤主事
大屋健康増進課成人保険係長、岩永保健師
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議事内容 令和5年度流山市国民健康保険事業計画（案）について
令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）つ
いて
流山市国民健康保険第2期データヘルス計画に係る実績
報告について
- 9 配付資料 （1）令和5年度流山市国民健康保険事業計画（案）
（2）令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）
（3）流山市国民健康保険第2期データヘルス計画に係る
実績報告
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時15分
- 11 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただ今から令和4年度第4回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

－ 会長挨拶 －

(事務局)

続きまして、市民生活部長からご挨拶を申し上げます

－ 市民生活部長挨拶 －

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、堀内会長に議長となつていただき、議事進行をお願いいたします。

それでは、堀内会長よろしく申し上げます。

(議長)

本日の出席者は、委員13名のところ10名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の傍聴者はなしです。

それでは、議題1「令和5年度流山市国民健康保険事業計画(案)」及び議題2「令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)」については、関連があることから一括して事務局の説明をお願いします。

(事務局)

保険年金課長の吉野です。議題1の「令和5年度流山市国民健康保険事業計画(案)」及び議題2の「令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)」は関連があることから、併せてご説明いたします。着座にて失礼します。

まず、資料1の「令和5年度流山市国民健康保険事業計画(案)」を

ご覧ください。これは、令和5年度の流山市の国民健康保険として、主にどのような事業を行っていくかというもので、予算作成上の基礎となります。具体的な対応数が多いので、新規及び主なものについて説明します。

1 ページをお開きください。（1）「適用・適正化対策の推進」についてですが、保険料賦課額、保険給付費、県等の支出金、国民健康保険事業費納付金等の算定の基礎となることから、被保険者の資格の取得及び喪失を適切に行う必要があるため、①から④の具体的な対応により、適用の適正化を推進します。①の適用・適正化調査につきましては、平成30年度から県単位で資格管理を行っていることから、県内他市町村へ住所移動した場合には、異動日、世帯継続性、多数回受診等について適正な管理が求められています。また、会社等からの健康保険から国民健康保険に、又は国民健康保険から会社等の健康保険に切り替えが行われないケースを防ぐためにオンライン資格確認システムにより提供される加入届出遅延の疑いがある者の情報や資格重複情報などを活用して適正化を図ります。

次に（2）の保険料の収納率向上の推進についてですが、①から⑩の対応により、収納率の向上を図り、保険料負担の公平性の確保に努めます。⑤の納付環境整備につきましては、多様化する納付方法において、近隣市などでどのような変化があるか情報収集を行います。⑧の財産調査の効率化につきましては、滞納者の財産調査において預貯金調査の件数は多くを占めており、今までは郵送による紙媒体での調査が主流でしたが、令和4年度に導入した預貯金等照会電子サービスを更に活用し迅速な滞納整理を実施します。

次に（3）医療費適正化対策の推進についてですが、療養給付費等の増加を抑制するため、①から⑦を実施し、医療費の適正化を図ります。①のレセプト点検の充実については、給付費の算定基礎となるレセプトを千葉県国保連合会に点検を委託していますが、更に市独自に再点検を全件行っています。②の医療費通知につきましては、総医療費額等を被保険者に周知することにより、保険制度の理解と医療費適正化を図るため、年2回送付します。また、マイナンバーカードと被保険者証を紐づけることにより、マイナポータルでの医療費通知の情報が閲覧可能となったことから周知を図ります。③のジェネリック医薬品使用促進通知に

つきましては、ジェネリック医薬品とした場合の差額を通知するもので、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、年2回通知するものです。また、ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別等に累計し、そのデータを基に使用促進策を検討します。⑤の第三者行為求償事務の実施につきましては、保険診療の対象にならない傷病等についての調査などを行うと共に、被保険者には傷病届の提出についてホームページなどにより周知していきます。なお、国では広域化に伴い、第三者求償については特に強化を推進しているところです。

3ページをご覧ください。

(4) 保健事業の充実についてですが、国保被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の増加を抑制するため、①から⑤の保健事業の推進を行います。④の特定健康診査・特定保健指導につきましては、昨年引き続き人工知能(AI)を活用した受診勧奨を行い、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上を目指します。また、糖尿病早期予防対策等として国が推奨している糖尿病性腎症重症化予防プログラムを取り入れた保健指導の実施を引き続き行います。なお、特定健康診査受診費用ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診率低下対策として、令和3年度、令和4年度において65歳未満の課税世帯に限り徴収していた1,000円の自己負担金を無料としていましたが、医療全般において受診控えが解消しつつあることから令和4年度で終了とします。⑤の第2期データヘルス計画の実施についてですが、平成29年度に策定し5年が経過しますことから、令和5年度中に第2期データヘルス計画の評価・検証を行い、令和6年4月を始期とした第3期データヘルス計画を策定します。

(5) 保険料率の見直しについてですが、毎年県が示す標準保険料率を参考に、各保険者が保険料率を改定することとされていますが、被保険者の負担、地域の実情、国保財政の動向、新型コロナウイルス感染症の影響などを勘案し、令和5年度中に策定する令和6年4月を始期とした次期流山市国民健康保険財政健全化計画において検討を行います。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る対応についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免及び傷病手当金の支給については、現時点で来年度についても国の財政支援の有無が明確になっていませんが、国の動向を注視し、適宜対応してまいります。

4 ページをご覧ください。

(7) 最後にその他についてですが、①の国・県への要望につきましては、広域化により、県内保険料の統一化の早期実現、統一時期の明確化を要望してまいります。②のマイナンバー制度の連携につきましては、令和5年1月から開始される各種給付申請等の振込みに係る公金受取口座の活用について、適切に対応してまいります。③の一般会計からの法定外繰入の削減に向けた施策の実施につきましては、広域化により策定された千葉県国民健康保険運営方針では、国保の安定的な運営のため、市町村の実質的な財政収支の改善が重要とされています。特に決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、被保険者以外の住民に負担を求めることなどから計画的に解消・削減を図るべきであるとされており、先ほどご説明しました、令和6年4月を始期とした次期流山市国民健康保険財政健全化計画において検討を行います。④のマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認につきましては、マイナンバーカードを被保険者証として利用するための事前登録をすることで、専用の端末を持つ医療機関で受診の際にマイナンバーカードを提示すると、カードの電子証明書を利用して保険の資格確認が行われ、保険適用を受けられるようになります。マイナンバーカードを被保険者証として利用したい被保険者に対して登録補助を行います。⑥の現行の保険証廃止に伴う体制整備につきましては、国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、令和6年秋に現行の保険証廃止を目指していることから、スムーズな移行に向けた情報収集、体制整備等に努めます。以上で事業計画の説明を終わりとさせていただきます。

次に「令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）」についてご説明いたします。

資料2の「令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）」をご覧ください。

まず、左側の1 国民健康保険加入者の見込みについてですが、団塊の世代の方が後期高齢者医療制度へ移行するなどにより、令和5年度の見込みは、世帯数が21,752世帯、被保険者数が30,650人としており、前年度比で被保険者数は1,375人の減少と見えています。

2につきましては、被保険者のうち、前期高齢者数、介護被保険者数

の見込みを再掲したものです。

3 保険料率の推移についてですが、医療分につきましては、平成21年度から据置また、介護分、後期高齢者支援分につきましては、平成28年度から据え置いています。なお、ここには記載していませんが、賦課限度額につきましては、現在、政令改正の手続き中ですが、後期高齢者支援金分が20万円から22万円に上げられ医療・介護・支援を合わせて総額104万円になる予定です、本予算では現行の賦課限度額を適用しています。

4 財政調整積立基金の状況についてですが、令和4年度当初予算で9,566万7千円の取崩しを計上していましたが、歳出の国民健康保険事業費納付金が減額になることから、取崩すことを取りやめ、4年度末の残高を6億4,395万7千円と見込んでいます。

なお、当該取崩しに係る補正予算は、2月16日に開会する令和5年第1回定例会（3月議会）に上程予定であり、金額については、今後変更となる可能性があります。令和5年度予算は、一般会計からの繰入金を削減すべく3億円を取り崩し、残高は3億4,395万8千円となります。

次に右側の5 令和5年度当初予算、歳入歳出の主な科目についてご説明いたします。

初めに歳入についてですが、1の国民健康保険料につきましては、近年4か年の実績を踏まえて収納率を決めており、現年度分93.02%、前年度比0.43ポイント増、滞納繰越分41.15%、前年度比1.42ポイント減としております。保険料総額の前年度比9,655万9千円の減額につきましては、被保険者の減少によるものです。

次に、5の県支出金につきましては、歳出におけます保険給付費の内、主に医療給付費などに要する費用となっており、全額、県から担保されることとなっています。前年度比1億4,389万6千円の減額につきましては保険給付費の減少によるものです。

次に、7の繰入金につきましては、前年度比1億5,625万2千円の増額となっています。増額の主な要因としては、保険料収入が減少する反面、歳出の国民健康保険事業費納付金が増加していることが主な要因です。

下から2番目の「繰入金の状況」をご覧ください。一般会計からの繰

入金の内訳になります。一般財源からの繰入金、特に決算補填等目的分いわゆる赤字繰入につきましては、出来る限り低くするように、基金から3億円取崩すこととし、本来の赤字分7億5,248万4千円から4億5,248万4千円としています。

次に、5の令和5年度当初予算に戻りまして、下の表、歳出についてご説明いたします。

2の保険給付費につきましては、被保険者の減少などにより前年度比1億3,852万円の減額としています。

3の国民健康保険事業費納付金につきましては、県が各市町村国保の年齢構成、医療費水準、所得水準及び被保険者数などを考慮して決定しています。現在の計上額44億9,414万7千円は、県から示された最新の仮係数に基づく算定額としています。

なお、確定係数に基づく算定額は、今月末から2月上旬に提示されます。従いまして、時間的に当初予算編成に間に合わないことから仮係数に基づき算定された額を計上し、確定係数に基づく算定の結果を見て、令和5年度内に補正での対応を考えています。前年度比5,800万1千円の増額につきましては、後期高齢者医療制度の被保険者の増加により後期高齢者支援金分などが増額になったためです。

歳入歳出総額は153億1,592万5千円、前年度比8,614万2千円の減額となっています。

なお、歳入歳出、各科目の詳細については、資料2-2、2-3に掲載していますので、ご参考にしていただければと思います。

最後に、令和5年度の予算編成に当たり、国保特別会計の特徴としては、被保険者数の減少により、保険料収入の減収、高齢化の進展により後期高齢者支援金分等の事業費納付金の高止まりによる赤字繰入が増嵩しています。

また、この赤字解消に向けた流山市国民健康保険事業財政健全化計画では、令和3年度に実施した、当該計画の中間評価・見直しにおいて、昨今の社会経済情勢が、被保険者及び国民健康保険財政にどのような影響を及ぼすのか不透明な状況であるため、当初計画期間であります令和5年度までの赤字繰入につきましては、財政調整積立基金を弾力的に活用しながら削減を目指すこととしています。

なお、解消については、令和6年度を始期とする次期財政健全化計画

を令和5年度中に策定します。その中で県の示す事業費納付金の推移を注視しつつ、保険料改定も視野に入れた財源の確保の検討が必要になりますので、その際には委員皆様方からの意見などを頂ければと存しますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から議題1「令和5年度流山市国民健康保険事業計画(案)」、及び議題2「令和5年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)」の説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

事業計画の3ページの保険料の見直しですが、ご説明のとおり、適正な保険料の適正額の検討を行うとご説明がありましたが、例えば上がる場合、下がる場合もあるでしょうけれども、一般的に上がるのではないかと私は予想しますが、上がる%はどの程度想定されていますか。事務局の回答をお願いいたします。

(事務局)

どのくらいの保険料率になるかのご質問だと思いますが、先ほど予算の説明で、一般会計からの繰入金についてご説明させていただきましたが、基金からの3億円の取り崩しを行わなければ、約7億5千万円の赤字となっております。すべて保険料で賄うとすれば、単純に被保険者約3万人から割り替えすと、一人当たり約2万5,000円の増となります。ただし、2万5,000円を一気に上げるという、かなり負担増になってしまいますので、検討する余地があるかと思っておりますので、この具体的な価格につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたが、令和6年4月を始期とする財政健全化計画を、今年度中に検討して参りますので、皆様方から意見を頂戴できればと思っております。

(委員)

特別会計予算の繰入金の状況と、財政調整積立基金の関連ですが、先

ほど説明にありましたように、3億円を積立基金から繰入しますね、そうすると令和5年に3億円で残りが3億4千万円になります。次の令和6年度でまた3億円を取り崩すと基金の残りがなくなるとと思いますが、基金が増える見込みはありますか。

(事務局)

基金が増えるかというご質問だと思いますけども、基金がこれ以上増えることは考えにくい状況です。この基金がなくなって保険料で賄っていくという形です。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました、他に質疑のある委員はいますか。

(委員)

事業計画1ページの保険料の収納率向上の推進で、いろいろな収納方法として検討がされているということですが、おそらく一番多いのは、口座振替と思いますけれども、それ以外のチャネルとして、コンビニエンスストアですとか、最終的にはスマホ決済を使うということになっていますが、現状の各チャネルの比率というのはどのようになっていますか。

(事務局)

各チャネルについてですが全体の収納額に対する、チャネルの収納の割合をお答えさせていただきます。令和3年度の実績ですが、コンビニエンスストアに関しましては、全体の収納に対して、25.77%。口座振替は43.84%、スマホ収納が0.35%、スマホ収納は低い数字ですけども、令和3年度の収納額が、全体で33億6,800万円のうち、1,177万円となります。

モバイルレジというチャネルもありますが、こちらが0.19%。最後に、金融機関や流山市役所のおおたかの森の出張所の窓口で納付さ

れた割合ですが、こちらは29.85%になります。

(委員)

現状では、やっぱり口座振替が4割強ということで、予想していた通り、スマホ決済とか、モバイルレジについては、国民健康保険に加入されている年齢層の関係もあって、低いのかなと思います。スマホ決済とかモバイルレジというのは、今後も力入れていかれるつもりでしょうか。

(事務局)

このスマホ収納というのが、最近導入したばかりということもあり、チラシ等でも周知をさせていただいているところです。やめるという考えは、今のところございません。政府等からも、デジタルガバメント実行計画とか、総務省からデジタル化の通知等も発出されておりますので、そういったこともあり、今のところやめる予定はございません。

(委員)

ありがとうございます。続いて、事業計画の2ページ財産調査の効率化についてですが、適正に管理者の方から、お金を徴収するということは、大きな点かと思いますが、滞納者について、預貯金等照会電子サービス、これを活用して、滞納の実態調査とか対応について、この文面だけ見ると、現金とか預貯金に偏っているように思いますが、現在の資産の状況を見ますと、現金とか預貯金よりも、例えば、株とか債券とか暗号試算とか、そういうようなものを持っていらっしゃる方というのが、高齢者といえどもかなり増えていると思います。その辺の調査は、何かされていますでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃる通り、預貯金が換価しやすいという観点から差し押さえ件数が多い状況でございます。

例えば、預貯金照会や、確定申告書等を調査して、滞納者が株や暗号資産を持っている形跡があれば、その方が換価しやすい預貯金等を持ってない、差し押さえできるものが、株しかないということであれば、照

会をかけて、差し押さえるということもございます。ただ、現状は、株等は、件数的には少ない、ほとんどない状況でございます。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

他に質疑のある委員はお願いします。

(委員)

財政健全化計画のスケジュールのことで確認させていただきたいのですが、開催予定表を見ますと、第3回から5回までということで、3ヶ月間で検討するようなスケジュールになっていますが、保険料の改定等も入ってくるとなると、このスケジュールで議論尽くせるのかどうか心配なところですがいかがでしょうか。

(事務局)

財政健全化計画の中では、保険料率を幾らにするかという検討は行いません。いついつまでに解消を目指すとか、段階的に解消を目指すとか、そのような計画の策定になります。

(議長)

ありがとうございます。私から一点よろしいでしょうか。先ほど今井委員から質疑のありました、収納の割合を教えてくださいましたが、市の運営の効率化っていうことを考えると、どの手段が収納方法方として一番望ましいのかということと、出張所の窓口までわざわざ払いに来る、加入者がいらっしゃるっていうのは結構大変ですよね。対応する職員も時間が取られてしまいますし、市の業務の効率化最適化というところで、望ましい収納方法に誘導するような活動取り組みをされているのかどうかと、どの収納方法が一番望ましいかという点について教えていただけたらなと思います。

(事務局)

どのような収納方法は望ましいかについては、経費の面から見ますと口座振替になります。口座振替の原則化として規則化しており、窓口等での加入の際には口座振替を利用するよう説明しているところです。

出張所の納付の関係ですが、出張所で納付ができるのはおおたかの森市民窓口センターのみとなっており、他の出張所では納付できないこととなっております。おおたかの森市民窓口センターでは納付相談は一切行っていませんので納付だけとなります。

口座振替ですが、近年金融機関の経営悪化ということで手数料を取るような方向に向いてきておりまして、手数料にもよりますが今後新しい納付方法や既存の納付方法を推奨していくのか検討していかなければならないと思っております。

(議長)

ありがとうございます。コンビニ収納にしてもスマホ決済にしても、加入者が払うときに何かしなければいけないというところが滞納の一つの原因になるのではないかと、自動で徴収できる、例えばクレジット番号を登録しておいてクレジット会社から引き落とすというような方法も一つかなと聞いていて思いました。

他に質疑のある委員。

(委員)

事業計画の2ページ、ジェネリック医薬品使用促進についてですが、肌感覚で恐縮ですが、医療にかかるものの立場としては、かなり進んでいると思うんですね。基本的に医師が処方せんを書くときには、薬局で薬を受け取る際については、どちらかというところ、ジェネリックじゃない、医薬品を指示されてても、ジェネリックでよろしいでしょうかと、同様の効果ですということで、ジェネリック医薬品に誘導されるように、感覚としては感じているけれど、議題に乗るということはあまりジェネリック医薬品使用が進んでないのかという印象を受けるんですが、その辺りはどうなのか教えていただければと思います。

(事務局)

ジェネリック医薬品の通知に関してのご質問ですが、国の目標がジェ

ネリック医薬品の数量シェア80%以上というのが、目標となっております。現在、本市では近年83%を超えている状況で、順調に推移しているところがございますが、私どもの目標としてはもう少しあげたいものと考えております。

本市は、80%を超えておりますが毎年、国から保険者努力支援制度という補助金が交付されております。この交付金というのが、毎年%を上げていかないと交付されない仕組みとなっております。

本市の財政は、先ほど申し上げたように、赤字の状況でございますので、少しでも財源確保ってというのが必要でございますので、1%でも上げていく努力を、毎年しなければならないというところがございます。

国の指標からすれば順調になっているものと思っております。

(委員)

ジェネリック医薬品の件ですが、ジェネリック医薬品が今83%ということで、残りの17%ってというのが、患者さん個人が希望しない場合と、医師側が、ジェネリック医薬品に変えては駄目だというどちらかだと思っんですよ。患者さん個人の場合は、これは個人の考え方で、しょうがないと思っんです。医師の場合で先生によってはあまりジェネリック医薬品を使いたくないっていう先生もいらっしやると思っんですよ。例えば、レセプトとかで、どこの医院かっていうのが、もしわかれば、市から言うのはなかなか難しいかと思っんですけど、例えば医師会とか、私は歯科医なので歯科医師会の方とかで、なんらか言ってもらおうとか、そういうのができるのかなど。いかかがでしょうか。

(事務局)

ジェネリック医薬品を使用していない方というのは、市として把握はしておりません。委員のおっしゃるとおり、患者さん個人が希望しない場合、医師からの処方しない場合とあると思います。

近年、報道もされているとおり業者の出荷停止等もあり、様々な要因がありますとおり、本市としましても注視していきたいと思っております。

(議長)

他に質疑ありますか。事務局どうぞ。

(事務局)

先ほどの質疑で、収納チャネルの件でございますが、収納チャネルの割合で最後に金融機関等での割合3年度の実績29.85%というのを申し上げたんですけども、この中にクレジットカードの分も含まれておりまして、クレジットカードの分がうち1.2%でございます。先ほどの回答に追加させていただきます。

(議長)

他にご質問等ございませんでしょうか。ご質問がないようですので質問は以上にさせていただきます、議題1、議題2を終了させていただきます。

次に、次第のその他ですが、本日の配布資料にもありますように「流山市国民健康保険第2期データヘルス計画実績報告」について事務局から報告があるとのことですので事務局から報告をお願いします。

(事務局)

その他の報告事項としまして、資料3「流山市国民健康保険第2期データヘルス計画に係る実績報告」についてご説明いたします。

まず、データヘルス計画とは、国民健康保険法により、保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされており、厚生労働省が定める指針において保険者が策定すべき計画としてデータヘルス計画が位置づけられています。

こうした中、平成30年度から令和5年度までの6年間で計画対象期間とした「流山市国民健康保険第2期データヘルス計画」を平成30年3月に策定し、①特定健康診査の受診率の向上 ②特定保健指導の実施率の向上③糖尿病指標値の数値改善 の3つの保健事業を重点的な目標として設定し、PDCAサイクルに沿った実施・評価・改善等を行っています。

今回は第2期計画について、令和3年度までの実績がまとまりましたので各項目の主なポイントを抜粋してご報告させていただきます。

それでは、資料3の1ページ目をご覧ください。左上の「特定健診受診率向上対策事業」ですが、「令和3年度の評価及び令和4年度の動向」

に記載のとおり、令和2年度以降は、戸別訪問による受診勧奨よりもA I分析による特性に合わせた通知勧奨に注力しております。また、健診実施期間を6月15日～8月31日（2か月半）から6月15日～9月30日（3か月半）へ変更し、健診受診の利便性を高めております。結果として、令和3年度における40～50歳代の被保険者の特定健診受診率は29.1%であり、令和2年度と比較し4.1ポイント増加し、全年齢の受診率も令和2年度の43.3%であるのに対し、令和3年度は46.4%と3.1ポイント増加しています。

次に左下「特定保健指導実施率向上事業」ですが、「令和3年度の評価及び令和4年度の動向」に記載のとおり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診率は下がっております。

ただし、実施医療機関数は前年に比べ増えていること、40歳代と未受診の多い地区を優先的に訪問勧奨、電話勧奨を行い、保健指導に結びつけることができました。

次に2ページ目をご覧ください。

左上「糖尿病重症化予防事業」ですが、これは、糖尿病の指標となるHbA1cの数値が8.0以上の未治療者に対して数値改善を目指す事業であり、「令和3年度の評価及び令和4年度の動向」に記載のとおり、令和3年度は保健師による戸別訪問を実施し、受診に至らない個別の理由や生活状況を把握しました。HbA1cが改善した人数は約1割で、医療機関での治療に結びついた方もいましたが、検査データの改善には至っていない状況です。

次に左下「糖尿病性腎症重症化予防事業」ですが、これは「流山市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、HbA1cなどの各種数値の改善を目指す事業であり、「令和3年度の評価及び令和4年度の動向」に記載のとおり、HbA1cが改善した人数は、約3割でしたが、CKD重症度分類の改善率は、eGFRや尿蛋白の検査データが把握できない対象者がおり、正確な改善率の把握に至っていない状況です。

以上が各事業の実績報告ですが、今回ご報告しました第2期計画は令和5年度末で終了しますので、今後、市では令和6年度を始期とした第3期計画を令和5年度中に策定する予定です。

そのため、第3期計画については、令和5年度中の運営協議会において協議し、委員の皆様からのご意見をいただく予定となっております。

今回、第2期計画と第2期計画の中間評価についても配布させていただきましたので、令和5年度中の協議の際の参考にしていただければと考えております。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から「流山市国民健康保険第2期データヘルス計画実績報告」について、の報告がありましたが、質問等ございましたらお願いいたします。

(議長)

ご質問がないようですので質問は以上にさせていただきます、その他報告を終了させていただきます。

本日の議題はすべて終了しました、事務局には、国保財政の健全化を進めつつ、来年度も適切な事業執行に努めてください。

以上をもちまして、令和4年度第4回国民健康保険運営協議会を閉会します。